

漢代の裁判文書「爰書」

——戌卒による売買を手掛かりに——

鷹 取 祐 司

【要約】 戦国から清朝に到る中国の裁判では、被疑者に有罪を宣告する際には本人の自白が必要とされ、被疑者の自認を以て裁判は終結した。取調べが即ち審理であり、自白を得るための尋問は不可欠の手続きである。秦漢時代の裁判手続きも同様であるが、居延漢簡に見える劾状の事例には、被挙劾者が尋問されていないと思われる事例がある。一方、それと同一の挙劾内容に関して「爰書」が作成されている。この「爰書」作成は通常の裁判手続きの一部分であるから、被疑者の尋問は「爰書」作成の方法の一つに過ぎず、「爰書」こそが裁判において重要な役割を果たすと考えられる。本稿ではその「爰書」の持つ機能を、居延漢簡に見える債権回収の事例を手掛かりに考察する。債権回収において「爰書」は契約書と同等の事実保証力を持ち「紛うかた無き真実」と見なされた。かかる爰書の機能から裁判手続きを再検討してみると、従来の裁判とは異なる裁判手続きの存在が想定され得るのである。

史林 八〇巻六号 一九九七年一月

はじめに

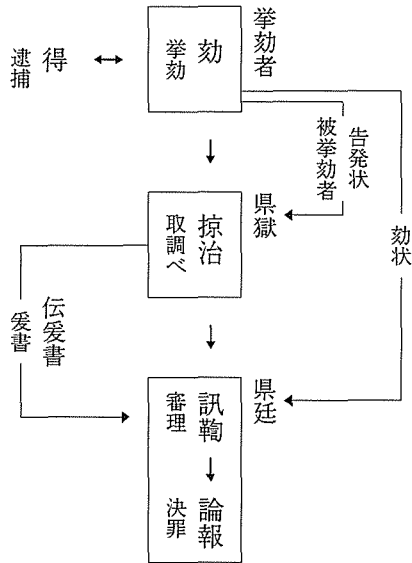
中国の戦国時代から清朝に到る裁判制度の特徴はおおよそ以下の如く指摘される。裁判は告発・挙劾等の訴えを待つて開始される不告不理が原則である。被疑者を有罪とするためには本人の自白が必要とされ、自認しない行為については罪に問われない——それ故に、法律上の制限は存在するものの拷問は自白強要の手段として利用され冤罪を生む原因となった

——。例外的に、罪状明白で疑いの余地が無いにも拘わらず自認しない場合のみ証拠だけで罪を定めることが許されていた。従って、裁判官の任務は被疑者に真実を語らせることで、裁判は被疑者の自認を以て終わったのである。また、所謂刑事裁判と民事裁判は刑罰程度の差として意識されるのみで、刑事・民事などの案件内容によって異なる裁判手続きが存在するわけではなかった、と。

秦漢時代の裁判制度については、『史記』及び『漢書』張湯伝の鼠裁判の記事から、得（逮捕）・劾（挙劾）・掠治（尋問）・伝爰書・訊鞠（審理）・論報（決罪）という手続きが知られるのみであったが、雲夢秦簡の発見によって具体的手続きの復原が可能となった。雲夢秦簡に見える裁判手続きでも、「告」を以て裁判手続きが開始され、裁判の審理は被疑者の自白を以て終了した^③。この点、先述の裁判手続きに同じい。

漢代の裁判史料はこの鼠裁判以外に無かったが、一九七三・七四年出土の居延漢簡に含まれる劾状と総称される一連の簡は、鼠裁判の「劾」に当たる挙劾（告発）の文書であった。筆者は先にこの劾状関係文書の検討を行ったが、一般に一括して劾状と呼ばれるこの劾状関係文書は、挙劾者（告発者）が被挙劾者の違法行為を指摘した「告発状」と、違法行為発覚の状況説明に当たる「劾状」との二つの文書で構成され（以下、状況説明の文書を「劾状」、この「劾状」と「告発状」とで構成される全体を劾状関係文書と称す）、「告発状」は挙劾者から直接県附設の獄へ、「劾状」は挙劾者の所属する軍政機関の候官を経由して県へ送付されており、被挙劾者は逃亡中の場合を除き県獄へ護送されていた。

鼠裁判の記事と漢簡のこの劾状関係文書はその資料的性格を全く異にするものであるから安易な結合は謹むべきであるが、そこから展望することは許されるであろう。劾状関係文書では、挙劾者が違法行為を知見した時点で「劾状」と「告発状」を作成して県と県獄へ送付し、被挙劾者（違法行為者）が逮捕されている場合はその身柄を県獄へ連行している。この手続きは鼠裁判の「得」と「劬」に当たるが、被挙劾者未逮捕の場合も挙劾されているので、挙劾手続きは逮捕とは独立して行われる。挙劾者の行うのは「劬」までであるから、次の「掠治」は被挙劾者が連行された県獄において行われ



たことになろう。そうすると「伝爰書」は県獄から「訊鞫論報」を行う県廷への爰書の送付となる。この県廷に劾状関係文書では挙劾者から「劾状」が送付されている。以上のことを図示すると上のようになる。

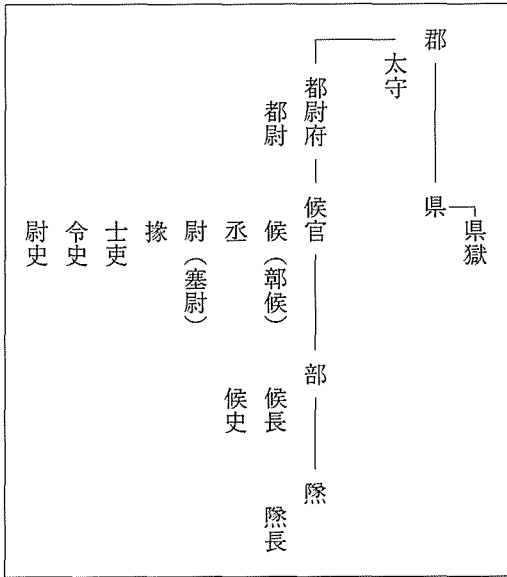
この図に見える裁判手続きも先述の枠を超えない。ところが劾状関係文書の中には、県獄での掠治が行われていないと思われる事例がある。甲渠候官令史夏侯譚による士吏馮匡の挙劾^⑤、被挙劾者馮匡が逃亡中でもないにも拘わらず県獄へ護送された形跡が無い。ただ、これは他に多く見られる刑事的違法行為ではなく、「軟弱不任吏職以令斥免」と記される職務不履行に対する挙劾で

ある。一方で、同じ「軟弱不任吏職以令斥免」に関して候官の令史によって作成された爰書の例が——馮匡本人についてのものではないが——居延簡の中に見られる。劾状関係文書の中で挙劾されている違法行為に対応する爰書の例はこの「軟弱不任吏職以令斥免」だけで、それ以外の挙劾内容の爰書は今のところ見当たらない。即ち、被挙劾者が県獄へ護送されていない「軟弱不任吏職以令斥免」の挙劾では爰書の事例が存在するが、被挙劾者が県獄に護送されている他の挙劾案件では爰書の事例は見えない。ここに、「軟弱不任吏職以令斥免」爰書の作成が、被挙劾者の県獄護送と尋問及び県獄での爰書作成に等置される手続きである可能性が生まれる。先の裁判図式でいえば、被疑者の自白を引き出すための掠治は必須の裁判手続きではなく、数ある爰書作成方法の一形態に過ぎず、爰書の作成こそが必須の裁判手続きなのではないか。さらに、「軟弱不任吏職以令斥免」の爰書は候官の吏である令史による被挙劾者の職務不履行事実の記載であって、斥免された本人の自認の供述、即ち有罪宣言において不可欠の自白を含んでいない。このことは、自白に基づかな

い、証拠だけによる裁判の存在を示唆するのではないか。

このように爰書作成に際して被疑者尋問を実施する場合としない場合の両方が想定されることは、それに共通して作成される爰書こそが裁判手続きにおいて極めて重要な機能を果たしていたことを意味するだろう。それ故、この爰書の考察が漢代裁判制度の特徴を明らかにするための手掛かりを与えてくれるのではないか。

かかる展望のもと、本稿では裁判において爰書の果たす機能を考察する。爰書は裁判関係に限定されず様々な場合に作成される「公証書」とされるが、本稿では事例の多く見られる債権回収に関する爰書を考察の対象とした。漢代、居延地区で国境警備に従事した吏卒や在地民間人の中で貰売買（掛売り・掛買）や現金貸借などが盛んに行われ、その代金や債



権の回収を官が代行している例が頻見する。そのうち債権の回収は債務者の尋問が官によって行われており、公権力による問題の解明・解決という意味で裁判と考えることができる。債権回収に関する爰書を本稿の考察対象にした所以である。その官による債権回収命令の中に「不服、移自証爰書」という文言が見られ、債務を承服しない場合には自証爰書の作成・送付が命じられているのである。しかし、債務不承認ならば自証爰書の作成・送付が常に命じられているわけでもない。債権回収に際して自証爰書作成が命じられる場合の条件を検討することによって、爰書の持つ機能を考察することが本稿の中心的課題である。

本稿は漢代裁判制度の研究として如上の意義を持つが、簡牘研究という面でも次の如き意義を持つ。簡牘研究は簡牘に記載され

た語を文献の中で解釈することから始まり、古文書学的視点から簡牘を文書として捉え書式を基準とする簡牘の分類集成へと進んだ。その結果、確かにより多くの簡牘断片も利用し得るようになった。しかし、精細な考察の対象は主に冊書として復原可能な文書で、帳簿簡や冊書を為さない孤立した文書簡は分類集成されただけで、それ以上の分析はあまり行われていないのが現状である。本稿は、従来集成されるだけであった帳簿簡に対してその書式と文言とを手掛かりに分析を加え、帳簿の作成目的や機能を考察し帳簿作成の背景となった制度自体を明らかにしようとする文書分析の試みでもある。なお、本文中に使用する記号は、が前行からの連続、が簡の切断、が釈読不明の一字、……が釈読・字数ともに不明の部分の意味する。本稿に關係する範囲の統治組織は右のとおりである。

- ① 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会 一九五九)、滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(同著『清代中国の法と裁判』創文社 一九八四)など。
- ② 『史記』卷二二 酷吏列伝張湯傳「張湯者、杜人也。其父為長安丞、出、湯為兒守舍。還而鼠盜肉、其父怒、笞湯。湯掘窟得盜鼠及余肉、劾鼠掠治、伝爰書、訊鞫論報、并取鼠与肉、具獄磔堂下。其父見之、視其文辭如老獄吏、大驚、遂使書獄。」
- ③ 榎山明「秦の裁判制度の復元」(林已奈夫編『戰國時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所 一九八五)。
- ④ 拙稿「居延漢簡劾狀關係冊書の復元」(『史林』七九—五 一九九六)。
- ⑤ ● 狀辭公乘居延鞮汗里年卅九歲姓夏侯氏為甲渠 E. P. T68: 9
候官斗食令史署主官以主領吏備盜賊為職士吏馮匡 E. P. T68: 10
始建國天鳳上戊六年七月壬辰除署第十部士吏案匡 E. P. T68: 11
軟弱不任吏職以令斥免 E. P. T68: 12
- ⑥ 建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚敢言之爰書不侵候長居延中宿里
建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚敢言之
謹移劾狀一編敢言之
五月丁丑甲渠守候博移居延寫移如律令 / 據譚 E. P. T68: 1
E. P. T68: 2
E. P. T68: 3
(以上「劾狀」)
建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚敢言 E. P. T68: 7
居延獄以律令從事 E. P. T68: 8
甲渠塞百石士吏居延安國里公乘馮匡年卅二歲始建國天鳳上戊六年 E. P. T68: 4
三月己亥除署第四部病效短氣主亭陸七所咩咩 E. P. T68: 5
七月□□除署第十部士吏□□軟弱不任吏職以令斥免 E. P. T68: 6
(以上「告發狀」)
- ⑦ 榎山明「爰書新探——漢代訴訟論のために——」(『東洋史研究』五
冊) E. P. F22: 689+E. P. F22: 700
如爰書敢言。

一 債権回収の二つの方法

戊辰就役の為に居延に赴いた戊卒と在地吏民との間では、物品売買や金銭貸借が盛んに行われていた。これらは私的行為であるにも拘わらず、その代金や債権の回収は官によって行われた^①。回収手続きに於いて様々な文書・帳簿が作成されていたが、次の簡1はその中の債権回収命令である。文中の「責」は「債」で債権の存在を意味する^③。

1 元延元年十月甲午朔戊午橐佗守候護移肩水城官吏自言責畜夫笨晏如牒書到

驗問收責報如律令

506・9A(A35)

この簡は橐佗郡候心得の護から肩水城官（都尉府）へ送られた文書で、「橐佗候官所属の」吏が、（肩水都尉府所属の）畜夫笨晏に対し債権があると自言した。詳細は別冊の通り。この文書が到着したら、（畜夫笨晏を）尋問し債権を回収して報告せよ」とある。次も同じく債権回収命令である。

2 更始二年四月乙亥朔辛丑甲渠郡守候塞尉二人移氏池律曰□□□□

□□□史驗問收責報不服移自證爰書如律令

E. P. C. : 39

これは甲渠郡候心得の塞尉二人が氏池県に送った文書である。律を引用した後に具体的な債権内容の記載があったと思われるが、その後簡1と同じ債権回収の命令文言「驗問收責報」が来ている。簡2ではさらに「不服移自證爰書」という命令文言があることに注目される。この文言は「債務を承服しない場合にはその旨爰書によって自証し送付せよ」という意味で、債務者が債務不承認ならば自証爰書の作成・送付を求めているのである。簡1にはこの文言は無く、債務不承認でも自証爰書の作成・送付は必要無かったようである。この自証爰書とは「自己にかけられた嫌疑等について釈明・証言する爰書」^⑦で、その証言内容に対しては証不言請律が適用され、もしも証言が虚偽であった場合には処罰の対象となるも^⑧

のである。

このように債権回収命令とその報告において、自証爰書の作成・送付を求める場合と求めない場合とがあるが、この違いは債権の申立形態の違いに由来する。次の二簡は発信文書を記録した発信日簿であるが、債権申立の表記に「自言責」と単なる「責」とがある。

3 □等自言責亭長董子游等各如牒移居延●一事一封 五月戊子尉史彊封 157・17(A8)

4 ●徒王禁責誠北候長東門輔錢不服 ●一事一封 四月癸亥尉史同奏封 259・1(A8)
移自證爰書會月十日

簡3は「(某)等が亭長董子游等に債権があると自言している。詳細は各々別冊の通り。居延に通知する」とあり、配下の吏卒が亭長董子游に対して持っている債権の回収を、甲渠候官が董子游の所属する居延に依頼した文書の発信記録である。ここでは債権の申立が「自言責」と表現され、自証爰書の作成・送付は命じられていない。これに対して、簡4は「徒王禁が誠北候長東門輔に対して錢を貸している。(東門輔が債務を)承服しない場合は自証爰書を送付せよ。今月十日に出頭せよ」と、債務者東門輔が債務不承認ならば自証爰書の作成・送付が命じられている^⑩。この場合の債権申立は「責」と表現されるだけで「自言」の語は無い。これらの発信日簿に記載される文書内容はあくまで節録であるが、文書そのものにおいてもやはりこの対応関係は見られる。

5 □書曰大昌里男子張宗責居延甲渠收虜際長趙宣馬錢凡四千九百二十將召宣詣官□以□財物故不實贓二百五十以上(以下略) 229・1+229・2(A8)

「以□財物故不實贓二百五十以上」は「候粟君所責寇恩事」冊書(E. P. F. 22: 1~36)にも見られるように証不言請律の申し聞かせである。証不言請律の告知を含むものは自証爰書であるから、この簡は大昌里男子張宗が居延甲渠收虜際長趙宣に対して持つ債権(馬の代金四千九百二十錢)の回収に当たって、債務者趙宣を尋問し作成した自証爰書である。債務者の

自証爰書が作成されているこの例では債権申立が「責」と表記され「自言」は無い。それに対して、自証爰書の作成・送付を求めない簡1では「官吏自言責嗇夫孥晏」とあるように「自言責」と表記される。

このように債権の回収において、債権の存在が「責」と表記され債務者が債務不承認ならば自証爰書を求める場合と、「自言責」と表記され債務不承認でも自証爰書を求めない場合の二つの回収方法が存在しており、「自言」の有無と爰書の作成とが密接に関連しているのである。ここに爰書の機能を考える手掛かりがあると思われる。

さて、債権の内容は責名籍に記載されるが、やはり「自言」の有無が区別されている。

- 6 滅虜際戌卒梁國蒙東陽里公乘左咸年卅六自言責故樂戡際長張中實卓練一匹直千二百今中實見爲甲渠令史 35・6(A8)
- 7 臨之隧卒魏郡内黃直民里尹宗 責故臨之隧長薛忘得鐵斗一直九十尺二寸刀一直直卅緹績一直廿五凡直百卅五 E. P. T59: 7
- 同隧卒魏郡内黃城南里吳故 責故臨之隧長薛忘三石布囊一曼索一具皆顧忘得不可得忘得見爲復作

簡6では、滅虜際卒左咸が故の樂戡際長張中實に対して卓練一匹の代金千二百錢の債権を持つことを「自言責」と記す。これに対し簡7では、臨之隧卒の尹宗と吳故が故の隧長薛忘得に対して債権を持つことを「責」と記すのみである。次章で取り上げる貰売名籍に於いても同様に「自言」の有無が区別されている。この「自言」は「私人が官に対して申し立て・申請する行為」と解釈される。しかし、債権者や貰売主から官への債権・貰売内容の申告は当然全て「申し立て・申請」のほずである。殊更に「自言」の有無を区別する理由は何か。

この問題を解く鍵は「自言」に対する官の対処の仕方に見い出すことができる。

- 8 ……故主官趙備永始四年八月奉錢六百謹驗問備辭故爲甲渠主官
- ……………用中賈人李譚之甲渠官自言責昌錢五百卅八備以昌奉
- ……………□驗問譚辭與備驗餘五十二付昌部候樂樂博 E. P. T50: 23

この簡は趙備・李譚・某昌の間で起こった金銭貸借のいざこざに関するものである。この中で李譚が甲渠候官へ赴いて

「自言」しているが、その「自言」内容について「験問譚辞与備験」とあるように官が真偽の確認を行っている。また次の発信日簿も同様である。

9 □寿自言候長憲傷際長忠二自傷憲不傷忠言府●一事一封

143・27+143・32+143・33(A8)

これは際長忠が傷害を負った事件に関して、候長憲が際長忠を傷つけたと某寿は「自言」したが、忠は自分で傷を負ったのであって、憲が忠を傷つけたのではない、という調査報告を候官が都尉府に送付した際の発信記録である。この中で某寿の「自言」内容とは異なる事実が報告されており、「自言」とは別に官により事実調査が行われている。このように官は「自言」内容をそのまま真実として鵜呑みにはしない。それは「自言」があくまで自己申告であって、「自言」内容が虚偽ではなく事実であることの保証(以下「事実保証」と表記)が全く無いからに他ならない。

このように「自言」があくまで自己申告であって事実保証のない申請形態であれば、前掲の債権回収命令や名籍などで「自言」の有無が区別されていた理由も明らかであろう。即ち、「自言」が明記されているのは、申請内容が事実保証の無いあくまで自己申告によることを明示するためと考えられる。このことはさらに、「自言責」が債権者による債権の自己申告であるのに対し、「自言」の附かない単なる「責」では自己申告とは明確に区別される何らかの手続きが踏まれていたのではないかという想定を導く。この手続きとは如何なるものかを考える為に、責名籍と同様に債権の回収に関係し、且つ「自言貫売」と「貫売」の二種類の表記が存在する貫売名籍を先に取り上げることになしたい。

- ① 官による債権回収手続きについては、大庭脩「爰書考」(同著「秦漢法制史の研究」創文社 一九八二)、榎山明前掲「爰書新探」参照。
- ② 李均明「居延漢簡債務文書述略」(『文物』一九八六—一九八七)、角谷常子「居延漢簡に見える売買関係簡についての一考察」(『東洋史研究』五二—五四 一九九四)に集成がある。
- ③ 陳槃「漢簡贖義再統」(一九七一、同著「漢晉遺簡識小七種」中央研究院歷史語言研究所 一九七五 所収)。
- ④ 文書発信者名は必ず記載されるので、「甲渠鄯守候塞尉二人」は「二人」を人名として「甲渠候心得である塞尉の二人」とすべきであろう。同様の表記に「甲渠鄯守候塞尉順」(CS・8A.48)などがある。守官については大庭脩「漢の官吏の兼任」(同氏前掲書所収)参照。
- ⑤ 榎山明前掲「爰書新探」。

⑥ 本稿で言う「債務者」とはあくまで債権者によって債務者と申告された者のことで、必ずしも債務の事実があるとは限らない。

⑦ 榎山明前掲「爰書新探」。

⑧ 証不言請律については連劭名「西域木簡所見《漢律》中的“証不言請”律」(《文物》一九八六一)参照。

⑨ 発信日簿については永田英正「再び漢代辺郡の候官について」(同著『居延漢簡の研究』同朋舎 一九八九)参照。

⑩ 前掲の大庭脩「爰書考」、永田英正「再び漢代辺郡の候官について」

では、この簡を誠北候長東門輔が王禁への借金を承服しない旨の自証爰書を送付した際の発信記録と考えている。しかし、「不服移自証爰書會月某日」の文言は「二月己未甲渠候長毋書以私印行候事」(言報

不服移自証爰書會三月朔知律)(E. P. 153: 148)にも見られるが、これが本文前掲簡2と同じく債権回収命令であることは明らかである。

従って、「不服移自証爰書會月十日」は債務不承認の場合の自証爰書

作成・送付の命令と解釈すべきであろう。債務不承認通知の発信日簿は「珍北候令史登不服負臨木候長憲錢謂臨木候長憲」(一事集封 四月己卯尉史彊奏封)(E. P. 151: 25)のように「不服負」とあるのみで「責」の字は無い。

⑪ 榎山明前掲「爰書新探」。

⑫ 李均明前掲論文では「自言」の附くものだけを責(債)名籍に分類する。

⑬ 角谷常子前掲論文では「売」「貰売」「貰」で始まる名籍に「自言」の有無のみ相違する二種類があることが指摘されている。

⑭ 榎山明前掲「爰書新探」。

⑮ 角谷常子前掲論文では「一つの可能性」として、「自言」の有る名簿は申立・申請を受理した時点で作成される名簿、「自言」の無い名簿は二次的に作成される名簿、と解釈する。

二 戍卒の貰売名籍と行道貰売

(一) 貰売名籍の種類

貰売内容を記載した貰売名籍は「自言」の有無の区別と共に、吏(含故吏)か民かという買い手の身分によって記載内容が若干相違する。これらを基準に分類集成してみよう。

A 「自言」有り・買い手が吏

10 □ 自言貰賣糸一斤直三百五十又鞠四斗直卅八驚虜陸長李故所

206・3(A8)

11 □ 自言貰賣阜綉一兩直九百臨桐際長解賀所已收得臧治所畢

E. P. S4. T1: 21

B 「自言」有り・買い手が民

12 □□既 自言五月中行道賈賣阜復袍一領直千八百 阜□直七百五十

□□賣 緣長袍一領直二千 ●凡直六千四百

□ 阜綺一兩直千一百 居延平里 男子唐子平所

13 第卅二際卒邾邑聚里趙誼 自言十月中賈賣糸絮二枚直三百居延昌里徐子放所 已入□□ E. P. T51: 249

C 「自言」無し・買い手が吏

14 戊卒魏郡內黃□居里杜收 賈賣鶉縷一匹直千廣地萬年際長孫中前所 平六□ 112・27(A8)

15 察微際戊卒陳留郡偃寶成里蔡□子 七月中賈賣縹復袍一領直錢千一百故候史鄭武所 E. P. T51: 122

16 第八際卒魏郡內黃右部里王廣 賈賣莞卓綺縵絮裝一兩直二百七十已得二百少七十遮虜辟衣功所 E. P. T51: 125

D 「自言」無し・買い手が民

17 終古際卒東郡臨邑高平里召勝字游翁 賈賣九稷曲布三匹二三百卅三凡直千餘得富里張公子所舍在里中二門東入任者同里徐廣君 282・5(A8)

18 驚虜際卒東郡臨邑呂里王廣 卷上字次君 賈賣八稷布一匹直二百九十餘得定安里隨方子惠所舍上中門第二里三門東入 287・13(A8)

任者閻少季薛少卿

19 戊卒魏郡貝丘珂里楊通 賈賣八稷布八匹二直二百卅并直千八百卅賈鄭富安里二匹不實賈知券 311・20(A8)

常利里淳于中君

20 戊卒東郡聊成孔里孔定 賈賣劍一直八百餘得長杜里郭禪君所舍里中東家南入任者同里杜長完前上 E. P. T51: 84

21 戊卒東郡聊成昌國里繹何齊 賈賣七稷布三匹直千五十屋蘭定里石平所舍在郭東道南任者屋蘭力田業功 臨木隧 E. P. T56: 10

これらの貰売名籍を比較すると、買い手が吏であるAとCは「自言」の有無を除き記載内容に大きな相違が無いのに対し、買い手が民のBとDでは任者と舎の記載が「自言」の無いDにしか見られないことに注意される。BとDの買い手は共に民であるから、任者と舎の記載の有無は「自言」の有無に規定されていると考えられる。また、貰売物品の記載が複数点のものも「自言」の附くA・Bにしか見られない。従って、「自言」の有無の意味を考えるためには任者と舎及び貰売物品点数を検討する必要があるが、その前に、それらの記載がある貰売名籍Dに記録された甲渠候官所属の戊卒と櫛得・屋蘭の民との間の貰売買の実態を考えておかなければならない。

(二) 行道貰売の実態

貰売名籍Dに見える甲渠候官所属の戊卒と櫛得・屋蘭在住の民との間の貰売買は「行道貰売」と呼ばれた。

22 甘露三年十一月辛巳朔己酉臨木候長福敢言之謹移戊卒呂異衆等行

道貰売衣財物直銭如牒唯官移書令櫛得溲涓收責敢言之

E. P. T. 53: 126

これは、甲渠候官所属の臨木候長が、張掖郡櫛得県と酒泉郡渠涓県に貰売代金回収を命じるよう候官に対して依頼している文書である。代金回収の命令先が櫛得・渠涓県であるから、呂異衆等の貰売はそこで行われたことになるが、その貰売を「行道貰売」と呼んでいる。

この「行道」とは部署を離れて他所に行くことであるから、「行道貰売」は「勤務官署を離れた移動中に他所で行った貰売」である。従って、戊卒の勤務する甲渠候官から離れた櫛得で行われた貰売はまさに「行道貰売」である。この「行道貰売」については「第十七部甘露四年卒行道貰売名籍」(E. P. T. 53: 126) のように名籍が作成されている。貰売名籍Dの簡17、18、20には「行道」の語はないが、簡23と同じ櫛得での貰売であるから、これらは「行道貰売名籍」に違いない^④。簡22も「行道」に当たる張掖郡屋蘭県での貰売で簡17などと同じ書式であるから同様であろう。また、簡12では居延県在

住の民との貰売を「行道貰売」と記している。「行道」の語義からすれば、貰売名籍B・Dのような民が買い手となる貰売の場合は戌卒の勤務する部署以外であろうから、B・Dはすべて「行道貰売」に当たろう。この行道貰売の名籍は「某部某年卒行道貰売名籍」という表題であることから、年毎に部単位で作成されていたと考えられる。このことは戌卒行道貰売名籍の作成が部の定期的事務であったことを意味する。簡22が部の責任者である候長の発信であったのはこの為である。これまで挙げた行道貰売関係簡は全て甲渠候官址出土であるから、そこに見える「行道貰売」は甲渠候官所属の戌卒と張掖郡鱒得・居延・屋蘭県と酒泉郡樂涪県在住民間人との間の貰売買を具体的には指していることになる。甲渠候官から居延県へは近いものの、鱒得までは二十日以上かかる距離である。勤務する甲渠候官からこれ程離れた鱒得等に戌卒はどのようにして行き貰売したのだろうか。

行道貰売の場の一つである屋蘭は、長安からの里程表 (E. P. 159: 58c) にも見えるように居延へ向かう際の通過地点である。鱒得には張掖太守府があり、その太守府には戍辺義務の終了した罷卒が引率されているし、居延には居延都尉府があり、居延からの長吏がこれから就役する戌卒を途中の武威郡姑臧県まで迎えに来ており、新任戌卒は居延まで引率されたのだろう。①のように行道貰売の場である屋蘭・鱒得・居延は戌卒が内郡から就役地へ向かう際の通過地点に当たっている。従って、行道貰売とは戌卒が就役地である居延へ移動する途中で行った貰売と考えるのが自然であろう。甲渠候官所属の戌卒が貰売する時期として考え得るのは、①戍辺のため居延に来る途中、②居延での就役中、③勤務終了後の帰郷時、である。その内②の就役中については、戌卒には鱒得へ往復できるほどの長期の休暇は無かったと思われること、貰売物品や移動中の食料を携行するのは個人的には困難と思われることから、就役中に鱒得迄向いて貰売することは考えにくい。また、先述のように行道貰売名籍は戌卒が配属された部で作成されているのだから、③の帰郷時はない。戍辺に向かう戌卒は出身郡から車両隊を組織し、携行する衣糞などはその車両に乗せて就役地である居延へ移動してきたことを考えれば、戌卒の行道貰売は①の赴任時と考えるのが最も妥当であろう。

(三) 行道貫売に対する官の管理

毎年部毎に作成される「某部某年卒行道貫売名籍」は、前節で検討したように戌卒が内郡から居延へ向かう途中で行った貫売についての名籍であるが、戌卒の貫売はこの行道貫売に限られず、貫売名籍A・Cのように同じ甲渠候官所属の吏に対する貫売もある。前節で指摘したように、行道貫売であつても単に「貫売」と記される如く、行道貫売は貫売の形態であつて両者に本質的差異は無い。それにも拘わらず行道貫売については殊更に部毎に名籍が作成されているのは何故なのだろうか。

貫売とは言う迄もなく掛け売りのことで、代金の支払いが後日に行われる売買形態である。掛け売りは後日の代金回収が可能なが前提であるから、通常は継続的取引のある相手との間でのみ行われ、所謂一見の客との間で貫売買は行われない。ところが戌卒の行道貫売の場合、買い手である饒得等在任の民間人と売り手の戌卒との間に継続的取引があつたとは考えられない。

次の簡はこの問題に対する答えを与えてくれる。

23

□□属甲渠候官詔書卒行道辟姚吏私貫売衣財物勿為收責

E. P. T52: 55

引用された詔書「辟姚吏私貫売衣財物勿為收責」の「辟姚」は「避逃」¹³で、「私」には「公認ではない」の意を含む¹⁴。従つて、文意は「戌卒の行道貫売の内、吏の監督下から逃れて私的に衣財物を貫売したものについては戌卒のために貫売代金を回収してはならない」となる。吏の監督下から逃れて行つた貫売は公認ではない「私」的な貫売である以上、戌卒に代わつて貫売代金を回収する必要など無い、というのがこの詔の意図する所であろう。かかる詔が出されたと言ふことは、逆に、戌卒が吏の監督下で衣財物を貫売することは公認されていて、その貫売代金の回収は官によつて「制度的」に行われていたことを示す。前掲簡22はかかる貫売代金回収体制に基づいて、貫売代金の回収が部↓候官↓買い手の居住県へと伝達・実行された実例なのである。戌卒の貫売の内、なぜ行道貫売だけが部毎に定期的にとまとめられ名籍が作成され

るのかという本節冒頭の疑問も、かかる官による貰売代金回収体制にその理由を求めることができよう。^⑤

以上の考察の結果、戍卒の行道貰売は次のように考えられる。戍卒は戍辺に向かう途中の饒得県などで、郷里の内郡から車に積んできた衣類などを在地の民間人に貰売していた。その際、吏の監督下で行われた貰売は公認のものとして官による貰売代金の回収が制度化されていた。戍卒が見知らぬ土地の人間に対しても代金後払いの貰売形態で衣類などを売ることができた理由はここにある。この行道貰売の内容は戍卒が居延に到着し候際に配属された後、部毎に「某部某年卒行道貰売名籍」にまとめられた。戍卒が饒得や屋蘭在住の民に貰売した記録の貰売名籍Dがその内容簡である。部候長はこれを候官に送付し、買い手の居住地の県に対し貰売代金の回収を命ずるよう候官に依頼したのである。

(四) 貰売名籍の「自言」

以上二節に互って、戍卒による行道貰売の実態とそれに対する官の管理とを検討した。本節ではこの検討結果を踏まえて、貰売名籍に「自言」が附かないことの意味を考察しよう。

先に貰売名籍に関して指摘したことは、任者と買い手の舎の記載は「自言」が無く買い手が民である貰売名籍Dにしか見られないこと、貰売物品の記載が複数点のものは「自言」の附くA・Bにしか見られないことであった。ここでは任者と貰売物品数についての検討をしておこう。

任者は旁人と共に売買契約書(券)に見られ、^⑥「任」の字義から「保人」(保証人)と解釈される。^⑦そこで、実際の券を取り上げて任者と旁人の機能を確認しておきたい。

24 神爵二年十月廿六日廣漢縣甘鄕里男子節寬惠賣布袍一陵胡際長 張仲孫所賣錢千三百約至正月□□任者□□□□□□

T. VI. b. i. 191A/1708A

正月賣付□□十時在旁候史長子仲戍卒杜忠知券□沽旁一斗

T. VI. b. i. 191B/1708B

「時在旁」とある候史長子仲と成卒杜忠は旁人であるから、この貰売買契約では任者と旁人の両者が存在する。これは任者と旁人が区別される存在、即ち、両者の役割が異なっていたことを意味しよう。次も貰売買の券であるが今度は任者だけである。

25 元平元年七月庚子禽寇卒馮時賣糶絡六枚楊卿所約至八月十日與時小麥七石六斗過月十五日以日斗計蓋卿任

77. J. H. S. : 2A/1449A

これに対し、現金決済である土地売買の券では、旁人だけで任者はいない。

26 □置長樂里樂奴田卅五匳買錢九百錢畢巳丈田即不足計販數環錢旁人淳千次孺王充鄒少卿古酒旁一斗皆飲之 557・4(A10)

漢簡に見える現金決済の券はこの一例のみだが、所謂買地券も同じ現金決済の土地売買証書に当たる。買地券のうち任者の記載のあるものは三国時代以降のものだけで、後漢以前の買地券には「時旁人」「時証知者」「時臨知者」などと表現される旁人が現れるだけであり、簡26と同様に任者は見られない。後漢までの買地券は実際の土地売買の内容を伝えているのに対し、任者の見える三国以後の買地券は非現実的で虚構性を帯びた護符的地券であるといわれる。⑩ そうであれば、後漢以前は現実の現金決済の売買契約においても旁人が関与するだけで任者はいなかったということになる。以上の漢簡及び買地券の例から考えれば、任者は現金決済の契約には現れないで貰売買契約に固有の存在であるから、その役割は貰売代金支払いの保証と考えられよう。なお、唐代以降の「保人」が、債務者が債務不履行の場合に弁済責任を負うものではなく、債務者が逃亡した場合にのみ弁済責任を負う所謂留任保証であったことからすれば、漢代の任者の保証責任も留任保証に限定されていたかも知れない。いづれにしろ、任者には最終的には貰売代金の弁済責任が生じるわけであるから、誰が任者であったかは必ず文字に書かれた記録として残されなければ意味を為さない。貰売買契約については、旁人だけで任者がいない場合でさえも券が作成されているから、任者がいる場合はなおさらのこと券は必ず作成されたと考えて間違いないであろう。換言すれば、任者の存在は券の作成が前提であると考えられる。

次に貰売物品の数について。「自言」の附く貰売名籍には簡10、簡12のように複数点のものがあるが、「自言」の附かないB・Dでは全て一点である。複数の貰売物品の記載がある次の例も、やはり「自言」が附く。

27

第十七隄戌卒南陽郡育陽樂居里李武

自言貰賣卓布

自言貰賣

E. P. C. 3

28

第廿五隄卒唐意

自言貰賣白紬襦一領直千五百交錢五百●凡并直二千

E. P. T51: 302

簡28の「交(菱)錢」(まぐさ代)は現金貸借かもしれないが、件数としては二件となり、複数の貰売・貸借関係が一簡に記載されている。このように、貰売名籍に記載される貰売物品が複数になるのは「自言」の附く場合に限定され、「自言」の附かない貰売名籍では常に一点である。一方、実際の契約書である券の実例では売買物品の記載は常に一点であり、従って、券は売買物品一点毎に作成されたのであろう。

このように任者の記載と貰売物品が一点だけであるという貰売名籍Dの特徴は、売買契約書である券の特徴に一致する。それ故、貰売名籍Dは券を元にしてそれを引き写す形で作成されたと考えられる。一方、「自言」の附いた貰売名籍A・Bには券との共通点は無く、券を写したものでないことは明らかである。この点について、今度は貰売名籍Dの作成過程から検討してみよう。

貰売名籍Dは先述のように戌卒の行道貰売の名籍である。先述の如く、戌卒の行道貰売は就役地への通過地点に於ける貰売で、貰売買行為は吏の監督下で行なうべきものであった。ところが、名籍の作成は戌卒が配属された甲渠候官属下の部で行われている。その部の責任者である候長が戌卒の行道貰売代金回収を依頼した送り状(簡22)には「謹移戌卒呂異衆等行道貰売衣財物直錢如牒」とあるように「自言」の語は無い。先述のように「自言」の有無は区別されている以上、行道貰売名籍を作成する部において「自言」か否かの区別が可能であったことになる。簡22の例では、呂異衆等の行道貰売内容が単なる自己申告ではなく、事実保証があることを臨木候長が確認し得たということになる。名籍の作成は当然

貰売の当事者である戌卒の申告によると考えられるから、候長が自己申告か否かを区別できたということは、その申告の際に申告内容が事実であることを戌卒本人が証明したと考えざるを得ない。このように当事者である戌卒が配属された部において証明する方法は、当事者が所持する券を措いて他には無いと思われる。^②

以上の考察から、「自言」の附く貰売名籍は戌卒の自己申告のみによる作成、「自言」の無いものは契約書である券に基づく作成と考えられる。「自言」と事実保証という点から言えば、券によって事実保証される場合は貰売名籍に「自言」とは記さず、券による事実保証が無い場合は申告内容があくまでも自己申告であることを明示するために「自言」が記載される、ということになろう。貰売名籍の「自言」の有無は、契約書である券による事実保証の有無によって規定されていたと考えられるのである。

なお、貰売名籍の「自言」の有無による記載事項の相違は、かかる事実保証の有無によって生じるものに他ならない。四種に分類した貰売名籍はこの「自言」の有無に起因する相違を除いて同一書式であることや、同じく「自言」の有無が異なるものを含む「貰」の場合にも名籍の書式と債権回収の命令内容が同一であることから、「自言」の有無に拘わらず貰売名籍・責名籍それぞれ自体の用途や作成目的は同一であること、念のため附言しておきたい。

① 簡11は「買」に作るが「売」の誤記と思われる。売買契約書である券には一定の書式があり、売り手主語と買い手主語ではその記載形式が少し異なる。次の簡は本文所掲の簡24と一対を成す券である。

神爵二年十月廿六日陵胡際長張仲□買卒寬惠布袍一領買錢千□

T. VI. b. i. 42A/1601A

(1601Aは甘肅省文物考古研究所編「敦煌漢簡」中華書局一九九一の簡番号)

これら二簡を比較すると、売り手主語の簡24は「売(物品)(買い手名)所買錢…」という記載形式を、買手主語の右掲の簡は「買(売り手

名)(物品)買錢…」という記載形式を取る。簡11の記載形式は売り手主語の簡24と同一なので「買」は「売」の誤としなければならぬ。この「買」「売」の誤記は買地券にも見られる(富谷至「黄泉の国の土地売買——漢魏六朝買地券考——」『大阪大学教養部研究集録(人文・社会科学)』三六 一九八七 参照)。

② 角谷常子前掲論文。

③ 林甘泉「漢簡所見西北辺塞的商品交換和売買契約」(『文物』一九八九一九)は、戌卒の「行道」は戌辺の義務が終了して故郷に帰ることを通常指すとし、「行道貰売」を郷里に帰る戌卒による官給衣類の売

却と見なす。

④ 李均明「居延漢簡債務文書述略」(『文物』一九八六一)はこれらの簡を「行道貨売名籍」に分類する。林甘泉前掲論文は、これらの簡は契約書そのもので、この契約書には貨売の形跡はないとする。

⑤ E. P. T56: 253 ㄹ E. P. T56: 265 は「行道貨買」と記すが、成卒の行道での売買に関する他の例は「行道貨売」とあり(簡12、簡22、簡23、45・24 (A8), E. P. T53: 218)、「行道貨買」はこの二例のみである。先述のように「買」を「買」と誤る例もあるので、この二簡の「行道貨買」は「行道貨売」の誤記と思われる。一「候粟君所買寇恩事」冊書には、犂得県から居延県まで「積行道廿余日」(E. P. F22: 27)と見える。

⑦ E. P. T53: 63、E. P. T53: 49。拙稿「漢代成卒の徵発と就役地への移動」(『古代文化』四九—一〇一九九七)参照。

⑧ E. P. T56: 31 ㄹ E. P. T56: 289+290+307では、成卒三人が一ヶ月間輪番で日迹を担当している。また、E. P. T59: 387「省卒作十日輒休一日」から省卒の休みは十日に一日であったことが知られる。

⑨ 簡17、簡21では布三匹を貨売しているが、「漢書」食貨志下には「布帛広二尺二寸為幅、長四丈為匹」とあり、三匹はおよそ二十七mにもなり相当な重さになると思われる。簡19では八匹も貨売しているようである。

⑩ 前掲拙稿「漢代成卒の徵発と就役地への移動」。

⑪ 成卒の行道貨売を赴任時とすれば「行道」が成卒の就役のための移動も指すことになる。13・6(A3)には

「成卒東郡畔戍里斬龟」(第一段)

坐題四月中不審日行道到屋蘭界中与戍卒随何陽爭言聞以劍擊

傷右手指三所●地節三年八月己酉被繫

あること(前掲拙稿「漢代成卒の徵発と就役地への移動」)、「屋蘭」は居延への通過地点であること、及び傷害事件を起こした当事者の成卒がこの傷害事件の後の八月に肩水候官で械繫されていることから、ここに言う「行道」は成卒が就役地へ向かう移動を指すと考えられる。なお、部毎に名籍が作成される「行道貨売」は成卒が就役のための移動中に行った貨売を指すが、「行道貨売」と称される貨売は必ずしもそれに限定されるわけではなく、就役地への移動以外の場で行った貨売も当然含むであろう。

⑫ 例えば「史記」卷八高祖本紀(「高祖」)常從王媪・武負貨酒、酔臥。武負・王媪見其上常有龍、怪之。高祖每酤留飲、酒罷數倍。及見怪、歲竟、此兩家常折券棄責」など。

⑬ 157・1の「辟逃」、50・31の「姚去」から「避」「姚」は「逃」の意味である。「辟姚吏貨売」は、車両隊を組み吏に引率されていた成卒による貨売行為について言うのであるから、これは「吏の監督下から逃れて勝手に貨売する」と解釈するのが妥当であろう。

⑭ 次例では、県官による公認の鑄銭に対し公認されていない私的鑄銭を「私鑄作銭」という。

建武六年七月戊戌朔乙卯甲渠鄯守候 敢言之府移大將軍莫府書曰茲

黠吏

民作使賈客私鑄作錢薄小不如法度及盜發家公賣衣物於都市雖知莫讎

●苛百姓患苦之 E. P. F22: 38A

書到自今以來獨令縣官鑄作錢令應法度禁吏民毋得鑄作錢及挾不行錢

●輒行法諸販賣

發家衣物於都市輒收沒入縣官四時言犯者名狀●謹案部吏毋犯者敢言

●之 E. P. F22: 39

無論「私」は「公」の対概念で、例えばパスポートに見える「為家私

市居延」の例のように公認云々に限らず「公的」でないことは全て「私」であるが、この場合は「辟姚吏」を承けた「私」であるから、単なる「私事」ではなく「公認されていない」と解釈すべきである。

⑮ 李均明前掲論文では行道賈売も含めた債務関係一般について、債務・債権者所在地の隔離や当事者である吏卒の職務上の地位・勤務場所の変更などによって債権回収に困難をきたすので、官が代理人として債権を回収していたことが指摘されている。氏は、債権回収は本来債権者自身がすべきで、それが不可能な場合、官が債権者の申告によって債権回収を「代行」するという形態を想定しているようである。

後述のように官による賈売代金回収は基本的に李氏の言う如く当事者が回収不能の場合に行われるものであるが、成卒の行道賈売については当事者である成卒が回収するのとはより無理なので、実質的には全て官の手により回収されていたと思われる。官による行道賈売代金回収は本来的に官が行うべき職掌であったという意味で「制度的」であり、当事者が回収不可能な場合に限られる「回収代行」とは運用形態が異なる。

⑯ 券については、榎山明「刻齒簡牘初探——漢簡形態論のために——」(『木簡研究』一七 一九九五)参照。

⑰ 仁井田陸「漢魏六朝の土地売買文書」(同著『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会 一九六〇)、陳邦懷「居延漢簡考略」(『中華文史論叢』一九八〇—一)。

⑱ 富谷至前掲論文に漢魏六朝買地券の集成がある。

⑲ 富谷至前掲論文。

⑳ 仁井田陸「唐宋時代の保証と質制度」(同氏注⑰前掲書所収)。

㉑ 建昭二年閏月丙戌甲渠令史董子方買部卒□威裘一領直七百五十約至春錢畢已旁人杜君媯

⑳ 前述のように行道賈売は官の監督下で行われるので、その時に官により事実確認が行われたと考えられなくもない。しかし、賈売名籍は部において作成され、その部において「自言」の有無が区別されていることから、賈売名籍の「自言」の有無を行道賈売時の事実確認によると考えることは無理である。

㉑ 「自言」の附かない賈売名籍が券に基づいて作成されたとすれば、券の記載との相違が問題となろう。相違点は、①支払期限の記載が賈売名籍には無い、②任者の記載が賈売名籍Cには無い、③賈売名籍Dに見える買手の舎の記載が券には無い、の三点である。①は賈売名籍を券に基づく作成と考える場合、最も問題となることであるが、次章で述べるように、賈売名籍は支払期限経過後の作成なので、特に支払期限を明記する必要は無い。②の任者の記載については、そもそも任者が賈売買契約に不可欠なものではなく、任者不記載が券に基づく作成を否定するものではない。賈売名籍Cの場合は、賈売代金回収を実行する甲渠候官に所属する吏が買手であるから、特に任者は必要なかったのだろう。任者の責任が留任保証と思われることを考慮すれば諒解されるだろう。それに対して、Dの場合は売り手である成卒の所在地(甲渠候官管轄下の候際)から遠く離れた饒得などに買手が在任し、且つ買手が甲渠候官所属の吏でもないことから、賈売買契約に際しては任者が必要であり、それ故に、賈売名籍Dにも任者が転記されたものと思われる。③舎の記載がある券は未見である。ただ、舎の記載を含む賈売名籍Dと同じく成卒と民が契約した券の例も未見であるから、成卒と民の契約においては買手の舎の所在地を券に記載した可能性も否定できない。かかる成卒の行道賈売代金はもとより官が回収することになっていたのであるから、行道賈売で作成される券には買手の舎の所在地が記載されていたとも充分に考えられる。

このように、「自言」の附かない貫売名籍と券との相違点は、先の考
えを必ずしも妨げるものではない。

② 先述のように「自言」の有無によって債権回収命令の「不服移自証

爰書」の有無が異なるが、これは「不服」の場合の対処であって、回
収命令自体は共に「驗問収責報」で同一である。

三 賣名籍と貫売名籍

賣名籍の「自言」の有無の意味を考察する前に、ここで一章を割いて賣名籍と貫売名籍とを比較検討しておきたい。どちらも売買に関する帳簿であり、尚且つ「自言」の有無が異なる書式を含むという点で近似のものである。かかる近似の二種類の名籍を持つ各々の機能が明確になれば、貫売代金をも含めた広義の債権回収の具体的展開や、「貫売」と表記される場合には債務不承認でも自証爰書の作成が要求されないことの理由を明らかにできると考えるからである。

(一) 兩名籍の作成目的

賣名籍は名籍上段の人物が持つ債権の記録であるが、この名籍はその債権の回収を目的として作成されたものである。賣名籍は前掲簡6、簡7のように「某甲(自言) 責某乙(債権内容)」という書式を取る。債権回収の依頼である簡1に「吏自言責畜夫笨晏如牒」と見える中の「牒」がこの賣名籍であることは、「某甲(自言) 責某乙」という表記が共通することから明らかであろう。また、次の簡には債権回収結果の記載がある。

29

故甲渠第九隊長吳建

第十士吏孫猛十二月

奉百廿

自言責士吏孫猛脂錢百廿・謹驗問士吏孫猛辭服負已收得猛錢百廿

E. P. T52: 21+E. P. T52: 130^①

この簡には、債権者吳建の「自言」を承けて債務者孫猛の尋問が行われ、孫猛に貸していた百二十錢を回収したという債権回収の結果が記録されている。このことは、賣名籍が債権回収の原簿として作成・使用されたことを意味する。

一方、貰売名籍は成卒などの貰売買内容の記録であるが、やはりその貰売代金の回収を目的に作成されたものである。

30 第五陸卒馬赦貰賣莞□袍縣絮裝直千二百五十第六陸長王常利所

今比平予救錢六百

E. P. T56: 17

簡上部には両端からの切れ込みがあり、この簡は錢袋の付け札と思われる。記載内容は「第五陸卒馬赦が第六陸長王常利に□□袍縣絮裝を千二百五十錢で貰売し、今、六百錢を馬赦に渡す」というものである²⁾。一行目の表記は、成卒の本籍地と貰売時期の記載が無いことを除いて、前掲貰売名籍Cの簡15と全く同一であり、この簡30が簡15の如き貰売名籍を元に作成されたことは明らかであろう。この簡30が回収された貰売代金を貰売主に渡す際のものであるから、元になった貰売名籍も貰売代金回収のために作成されたということになろう。また、前掲簡11の末尾には「已收得臧治所畢」という代金回収済を意味する記載がある。この部分は他の部分と同筆ではあるがやや小振りの文字であり、貰売代金回収後に同一筆記者により追記されたものであろう。さらに、行道貰売についても前章第三節で述べたように、成卒の配属された部において前掲の貰売名籍Dが作成され「某部某年卒行道貰売名籍」にまとめられて、それを元に貰売代金の回収が行われたのである。要するに、貰売名籍は貰売代金回収の原簿となるものであったのである³⁾。

このように、貰名籍と貰売名籍は——貰売名籍が貰売代金の回収に限られているもの——共に金錢の回収原簿であった作成目的は同一といえる。さらに、貰売名籍と貰名籍の記載内容が重複している場合もある。

31 伐胡卒□憲 貰□□布□一領直千八十……已得錢二百少八百八十

賣廣地次□際長陶子賜練襦一領直八百三十今爲居延市吏

伐胡卒□□ 賣……

E. P. T59: 645

二行目の八百三十錢は明らかに「練襦一領」の貰売代金であるから、貰売名籍によって回収されるはずの貰売代金が、この例では貰名籍によって回収されているのである。このように名籍の作成目的や回収の対象に関して、両名籍の間には際

立った相違は見られない。それでは「賁」と「賁売」の二種類の名籍が区別されているのは何故だろうか。

(二) 兩名籍の機能

作成目的や回収対象に關しては明確な相違の見られない二つの名籍であるが、回収対象の表記を精察すると微妙な違いの有ることに気が附く。賁売名籍では前掲の例の如く「何を」「幾らで」「誰に」賁売したかが必ず明記されている。これに対し、賁名籍では債権發生の原因となった物品などの記載が無く、ただ債権額しか書かれていないものがある。

32 鄆卒杜福 賁故尉□四百士吏譚主收得畢見

190・13+190・14(A8)

33 □ 自言賁甲渠令史張子恩錢三百

185・27A(A8)

34 □ 際長徐宗 自言賁故三泉亭長石延寿錢少二百八十數賁不可得

3・6(A8)

35 鄆卒尹賁 自言賁第廿一際徐勝之長橋錢少二千

E. P. T51: 8

簡32、簡33では「四百」「錢三百」という債権額があるだけで、債権が何に起因するかの記載は無い。簡34、簡35では「菱」「長橋」の売却價格の記載さえ無く「少二百八十」「少二千」という未払額しか書かれていない。これより、賁売名籍では「何を」「幾らで」「誰に」賁売したかが必要な情報であったのに対し、賁名籍においては債権額以外は必要でなかったと考えられる。

かかる相違を念頭に入れて債権及び賁売代金の回収命令の簡を見てみると、回収命令の文言も「賁」と「賁売」とで異なっていることに気附く。賁名籍による債権回収では簡1、簡2に「驗問收賁報」とあるように「驗問(尋問)」と「收賁(債権の回収)」及び「報(結果報告)」が命じられている。これに対し、賁売代金回収命令である簡22では「收賁」の語しかない。次の例も賁売代金の回収依頼である。

36 □□丑朔甲寅居延庫守丞慶敢言之繕治車卒南朝自言賁賣衣財物客民卒所各如牒律

□□辭官移書人在_二所_二以次唯府令申渠收責得錢與朝敢言_一

E. P. T58: 45A

「唯」以下が文書送付先への依頼命令内容に当たりますが、「収責」を命じるだけで「驗問」の語は無い。このように、貰売代金の回収では代金回収だけが命じられているのに対し、債権回収では債権回収に際し債務者の「驗問」も命じられているのである。

責名籍・貰売名籍には債権・貰売内容以外の記載を含むものが有るが、その記載内容もそれぞれの命令に対応している。責名籍である前掲簡29には「謹驗問士吏孫猛辭服負」（謹んで士吏孫猛を尋問したところ「債務を承服します」と供述しました）^⑤という尋問結果と「已取得猛錢百廿」という債権回収状況が記載されている。また、次の簡は「辭」以下に被尋問者李勝之の供述がそのまま記載されているため長文となっているが、簡29と同じ責名籍である。

37

責候長李勝之錢二百九十三謹驗問勝之辭故與君佚夫彭祖爲疹北塞外候□

□居里女子石君佚王子羽羽

五年十二月中與彭祖等四人供殺牛已校計不負彭祖錢彭祖徙署白石部移書責ム
錢二百九十三ム爰書自證不當償彭祖錢已決絕彭祖免歸壘池至今積四歲君佚今

復責ム錢ム自證爰書在疹北候官

毋詣官 彭□□妻

E. P. S4. T2: 52^⑥

この例でも「謹驗問勝之」以下で尋問結果が記載されている。この場合は、「不當償彭祖錢」とあるように李勝之が債務不承認であったために債権回収状況の記録は無い。また、

38

□ 自言責甲渠終古際長徐帶履錢百六十服負

E. P. T51: 407

では、尋問結果に当たる「服負」の墨色が他の文字とは異なり、「服負」が追記であることが分かる。このことは、債務者の尋問が責名籍に基づいて行われ、尋問実施後に「服負」が追記されたことを意味する。これに対し、貰売名籍では前掲簡11の「已取得臧治所畢」、簡13の「已入_二□_一」のように貰売代金の回収状況が記録されるのみで、買い手を尋問した記録は見られない。このことは、先の命令文言における「驗問」の有無は単なる省略ではなく、「責」と「貰売」とで回

収手続きが異なっていたことを示す。

ところで、債権回収に際して命じられている債務者に対する「験問」が、債務者が債務を承認するか否かを質す尋問であることは、「験問」結果の内容から明らかである。では、責名籍による債権回収において債務者の尋問が行われる理由は何であろうか。責名籍の中には簡34のように「責不可得(債権が回収できない)」という文言の見えるものがある。「責不可得」の語は、「貰売」の場合には現れず「責」に限られる。責名籍そのものではないが、この文言の見える例がある。

39 責不可得書到験問審負知君錢白報謹験問當辭曰週十一月中從知君

貸錢三千六百以贖婦當負臧貧急毋錢可償知君者謁報敢言之

E. P. T59: 13 + E. P. T56: 8^⑧

「謹験問当」以下が尋問結果の報告で、その前の「白報」までは尋問命令の再録である。「験問」が命じられているので、この命令は責名籍に基づく債権回収命令と判断できる。その中の「書到」以前の部分は命令に到る経緯の説明であるが、命令が「尋問し知君に対し借金があることが事実ならば報告せよ」というものであるから、「責不可得」は債権者知君による債権回収の申し立ての末尾であること間違いない。「辞」以下が尋問されている「当」なる人物の供述である。それには「去る十一月中に知君から三千六百錢を借り婦の刑を贖いました。債務があり臧罪に当たります。(しかし)貧急であり知君に返済する錢がありません」とある。この供述から「貧急」による返済不能が「責不可得」の理由である。また、前掲の簡37では「不当償彭祖錢」とあるように尋問された李勝之が債務支払を拒否している。このように、債務者の「験問」が行われるのは債務支払い拒否や支払不能の場合であり、それ故、「験問」が必要なのである。債権回収命令の「験問収責」は、債務を支払わない債務者を始めに「験問」して債務を承服させ、その上で債権を回収するという命令なのである。かかる手続きは債務者に債務を支払ってもらえない債権者が、官に対して債権存在を確認し債務者に債務支払を実行させるよう求めるものである。公権力による問題の解決——公力救済——を求めるという意味で、「責」と表記される債権回収は債権に関する裁判ということができる。

以上の検討から、貰売名籍による貰売代金の回収は単なる代金回収代行の依頼であるのに対し、責名籍による債権回収は債務者を尋問して債務を承認させた上で債権を回収するという、債権・債務関係の裁判と特徴付けることができる。う。

このように貰売名籍が貰売代金回収原簿であるとすれば、先述のように貰売代金の支払期限の記載が無いことが問題となる。この点を考えておきたい。実は、貰売名籍の作成、即ち、貰売代金の回収代行の依頼は貰売買契約が成立した時点で行われるわけではない。貰売名籍に見える「某月中」という表記は、貰売買契約が名籍作成時点より前であることを示すものである。また、契約と名籍作成との時間的間隔は行道貰売名籍の事例から考えることができる。成卒による行道貰売は成辺に向かう途中での貰売であるから、成卒交代の時期である四月の前後に行われたと考えられる。一方、行道貰売名籍による貰売代金の回収依頼は簡22では十一月に行われており、貰売後およそ半年である。この半年という期間は貰売代金の支払期限に相当する。『漢書』には債務未返済のまま六カ月を超過したために列侯が免ぜられた例も見え、債務返済は六カ月を限度とすることが律で規定されていたようである。実際、漢簡中の券の例でも支払期限は一カ月から五カ月である。従って、行道貰売名籍の作成は貰売代金の支払期限後と考えて良いであろう。先述のように貰売名籍には支払期限が記載されておらず、それは貰売代金を回収する上で支障を来すことになると考えられるが、既に支払期限を超えた時点で名籍が作成されるのであれば何等問題は無い。貰売名籍Dが券を元に作成されたものでありながら支払期限の記載が無い理由はこのように考えることができる。

また、貰売名籍には代金の一部が支払い済のものがある。前掲の簡16には「貰売莞卓綯囊絮裝一兩直二百七十已得二百七十」とあり、貰売代金二百七十銭の内、二百銭は既に回収済である。従って、貰売名籍によって回収を依頼されているのは貰売代金の未回収分なのである。

以上の検討から、貰売名籍は全ての貰売買について契約成立時に作成されるのではなく、支払期限経過後に代金未払分

についてのみ、回収を目的に作成されたと考えられる。このことは先の官による行道賁売代金の「制度的」回収と一見矛盾するようであるが、行道賁売の場合は売り手の戍卒と買い手の民の所在地が離れていて、もとより代金回収の術が無いという特殊事情によって、官による代金回収が「制度的」に行われていたのであろう。

最後に前節末で取り上げた簡31の賁名籍による賁売代金回収を考えておきたい。通常、賁売代金回収は賁売名籍によるのであるが、それはあくまで回収代行だけで、「験問」は行われない。従って、買い手が支払の義務など無いと偽る可能性もあつたであろう。その場合、賁名籍によってその賁売代金の回収を依頼すること——これは即ち裁判に訴えることに他ならない——によって、初めて買い手を「験問」し債務を承服させることが可能となるのである。簡31が賁名籍である理由はこのように考えられる。

- ① この二簡は孫猛という人名から接続することがわかる。
- ② 二行目の「比平」は「平価に比(なぞら)えて」と解釈され、売価千二百五十銭に対し、六百銭が官により回収・支払われただけである。史卒間の私的売買に対する候官の積極的管理を示唆する。
- ③ 賁売名籍が賁売代金回収の原簿であれば、買い手・賁売品目・代金・支払期限の記載は必須のはずであるが、前述のように支払期限は無い。この点は、賁売名籍を代金回収原簿と考える上でもやはり問題となるが、後述のように賁売名籍は支払期限超過後に作成されるので、支払期限の記載が無くとも代金回収に支障は無い。
- ④ 市川任三「居延簡印章考」(財団法人無窮会『東洋文化研究所紀要』五一九六四)。
- ⑤ 「辞」は人の供述を指す語であり、「辞」の後の「服負」が孫猛の供述に当たる。この場合は供述全文ではなく節録であろう。前掲拙稿「居延漢簡効状関係冊書の復原」参照。
- ⑥ 簡37の解釈については親山明掲「爰書新探」参照。
- ⑦ この他に「賁不可得」の見えるものは前掲簡7、簡34、後掲簡44、158・20(CA3)には「候長張子恩錢三百數賁不可得」とあるが、金額だけの表記であることからこの簡も賁名籍と判断できる。
- ⑧ この二簡は出土探方(原簡番号のT)を異にするが、「知君」の名前、及びE. P. T. 59: 13左端の墨跡とE. P. T. 59: 8の文字の右はらの位置が一致することから、元々一枚の両行簡(二行書きの簡)が左(E. P. T. 59: 8)右(E. P. T. 59: 13)に割れたものである。
- ⑨ 報告の文書に命令内容を再録することについては、大庭脩「史記三王世家と漢の公文書」(同氏前掲書所収)参照。
- ⑩ 簡39と同じく「賁不可得書到験問」の語を持つ次の簡には債権回収を命ずる「収賁」が明記されている。
貸甲渠侯史張廣德錢二千賁不可得書到験問番如猛言爲收賁言謹験問
對曰還元康四年四月中廣德從西河虎猛都里趙武取殺錢千九百五十約
|| 廣德
|| 至秋予
E. P. T. 59: 8

① 鶴岡昌男「漢代の文書についての一考察——「記」という文書の存在——」(『史泉』一六八 一九八八)。

② 「審」は「まこと、事実なること」の意味である。榎山明前掲「秦の裁判制度の復元」。注⑩所掲 E. P. T. 59. 8 にも見える。

⑬ 前掲拙稿「漢代成卒の徵発と就役地への移動」。

⑭ 「漢書」卷一八 高惠高后文功臣表 河陽嚴侯陳涓條「孝文元年信

嗣、三年坐不償人償過六月免。」

⑮ 前24は契約が十月で期限が正月、前25は契約が七月で期限が八月、

第二章注②所掲 26. 1 (A6) は契約が閏月(『二十史朔閏表』では八月置閏)で支払期限が「春」、262・29(A8) は契約が七月で期限が十一月、E. P. T. 57. 72 は契約が十一月で期限が「春」、79. D. M. 17: 19. 632 は契約が六月で期限が七月である。

四 債権回収手続きと自証爰書

本章では前々章の考察結果を承けて、先ず責名籍における「自言」の有無の意味を検討し、その後で、債務者が債務不承認の際の自証爰書作成・送付の要求が「自言」の無い「責」の場合に限定される理由を考察することにしよう。

先の考察の結果、貰売名籍の「自言」の有無を規定する事実保証は、契約書である券により為されていたと考えられる。従って、貰名籍において「自言」が附されずに単に「責」とのみ表記される場合も、貰売名籍における券と同等の事実保証力を持つ「何か」によって事実保証が為されていなければならない。その貰名籍の事実保証をする「何か」の一つに当たるのが、貰売名籍と同じ券であったことは当然であろう。券による事実保証を直接示す史料は未見であるが、次の簡には「責券」とある。

40 □責券簿

274・32(A33)

「責券」は債権関係の契約書と思われる、この「責券簿」は券による債権の事実保証を示唆するものである。先述のように貰売代金が貰名籍によって回収される場合に、貰売買契約の券があればそれによって事実保証されたであろう。券以上の事実保証力を持つものは存在しないからである。

では、券が存在しない場合の事実保証は何によって行われたのだろうか。

41 □移責籍及爰書會月七日須言府□

E. P. T56: 134

この簡は「責籍」と「爰書」の送付を命じた候官の命令である。「責籍」は責名籍に相違なく、「爰書」は「責籍」と共に送付されているのであるから債権関係の爰書であることは疑いない。この爰書について、債権者が債権の存在を証した爰書か、それとも「不服移自証爰書」に見える債務者が債務不存在を証した爰書であるのかについて、俄かに断定はできない。ただ、秋射成績による労の増増に^①関係して、誰に何日の労を増すかという増増の明細である「増増名籍」と、増増日数の算定根拠となる秋射成績を証明する「射爰書」^②とがひとまとめにされている例がある。

42 ●右□□□簿増増名籍射爰書

E. P. T10: 7

43 ●右秋以令射爰書名籍

E. P. T56: 276

二簡の比較から、「増増」名籍」と「射爰書」の二つが一緒にまとめられたものであることは明らかである。この例に倣えば、簡41も債権の明細である責名籍とその債権を証明する爰書と考えるべきであろう。このように簡41の爰書を債権の存在を証するものとすれば、責名籍の事実保証をする「何か」に爰書を含めることができるだろう。

本稿冒頭に述べたように、債務者が債務不承認の場合に自証爰書の作成・送付が求められるのは、債権の存在が「自言」の附かない「責」と表現される場合であったが、簡41からその「責」の事実保証は爰書によって為されていると考えられる。この事より、債権回収について、債権の存在を債権者が爰書によって自証する↓債務者を尋問する↓債務者が債務不承認ならばその旨爰書によって自証する、という手続き——要するに「爰書には爰書を」——を想定することができそうである。次の簡はかかる手続きを示す例と考えられる。

44 □責不可得證所言 不服負爰書自證●歩光見爲俱南際長不爲執胡際長

157・12(A8)

「●」以下の「某甲見爲(官職名)」という表記は、簡6、簡7、簡31にも見えるように債務者の現任官職の記載である。

この記載の見える簡は全て責名籍で、債権者が主語となっている。^③また、「責不可得」も簡34や簡39のように債権者主語で現れる表現である。従って、簡44も債権者主語と考えるべきであろう。「証所言」は次の簡に見える。

45 免未当従卒駟效已貸錢百廿三不当償証所言它如爰書

E. P. T51: 194

末尾に「它如爰書」とあるように、「証所言」は爰書によって申告内容を証明したことを示す語である。従って簡44は、ある人物が歩光に対して債権を持っていること及びそれが回収不能であることを爰書によって証明し、その債権の回収を官に依頼したものと考えられよう。「不服爰書自証」という表現は次の簡に見える。

46 皆不服爰書自証書到如律令

206・31(A8)

この簡の「書到」以下が文書送付先に対する命令部分に当たり、これ以前の部分はその命令を出すに到る経緯であるから、「皆不服爰書自証」は「皆承服せず、以上爰書によって自証した」という意味となる。この「爰書自証」という表現は簡37のように「爰書によって自証した」という報告である場合が多い。^④そうするとこの部分は債権回収の結果、債務者が債務不承認を爰書自証したことの記録となる。債権の回収結果がこのように簡略に記載される例は簡38にも「服負」と見える。簡44には他の責名籍の現任官職記載には無い「不爲執胡際長」の語があるが、債務不承認の爰書自証の報告と考えることによつて、債務者の現任が債権者の申告した執胡際長ではなく俱南際長であったということの記録と解釈できることになる。以上のように簡44を解釈すると、ここでは債権者が債権の存在を爰書で自証したのを承けて、債務者が債務不承認を爰書によつて自証するという手続きが行われていたことになろう。^⑤この手続きは先に想定した「爰書には爰書を」に一致するもので、かかる想定の下で得るだろう。

このように債権者が爰書自証した債権については、債務者が債務不承認の場合その旨を同じく爰書自証することが求められていたと考えられるのであるが、それは何故なのだろうか。爰書自証するとは先述のように証不言請律の下で証言することであつて、もしも証言内容が虚偽であつた場合には処罰の対象となる。それ故、爰書によつて自証された内容は虚

偽ではない真実と見なされたのである。次の簡には、爰書によって自証した内容に対するかかる取り扱いを見ることができさる。

47 證書到候身臨以書一レ二晝來不服遣吏將來與市□是服言●謹以府書

E. P. 156: 7

文中の「是服言」までが命令の再録で、「●謹」以下がそれに対する報告である。報告部分に「以府書」とあるから、命令は都尉府からのもので「候」は甲渠鄯候を指すことが分かる。また、命令再録部分の内「書到」迄は先述の通りこの命令を出すに到る経緯である。ここでは「証」一字であるが、漢簡中の「証」は自証爰書や相牽証任爰書^⑥といった爰書による証言を指す語である。従って、この命令は爰書による証言を前提として出された命令と考えられる。その命令の最後に「是服言」とあるが、「是服」はその前の「不服」との対比から「事実として承服する」の謂いであろう。釈読不明の一字は図版では「相」のようであり、「与市」の「市」を人名とすれば、この簡は次のように解釈されよう。「爰書によって」証言した。この文書が到着したら、甲渠鄯候自身が(被疑者に)接見してこの書を以て一つ一つ教え諭せ。もしも承服しない場合は吏を遣わして連行し、市と相共に承服したならば報告せよ」となる。『与市□』の解釈は確定的ではないが、「是服」が報告の前提とされていることは間違いない。^⑦ここから、「証」の内容は真実であって、それに対する「不服」など有り得ないという姿勢を見ることができよう。かかる姿勢を取り得たのは、証不言請律の適用対象であるが故に爰書による証言内容は真実に準ずる信憑性を持つと見なされていたからに他ならない。「責」の事実保証において、爰書自証の事実保証力が契約の動かぬ証拠である券と同等に扱われていた理由はここに有るのである。

では、第一章で指摘した点、即ち、債権の存在が「自言責」と表現される場合は債務者が債務不承認でも自証爰書の仕事・送付は求められず、「自言」の附かない「責」の場合に限定されるということは、債権回収手続き全体の中で如何なる意味を持つのであろうか。債権の存在が「自言」の附かない「責」と表現される場合は、これまで述べたように券又は爰書により事実保証が為されている。この「責」を事実保証の全く無い、極言すれば嘘でも構わない「自言」という形態

で否定することは、信憑性の点で釣り合いが取れず意味を為さない。それ故、「責」を事実保証した券や爰書と同等の信憑性を持つ自証爰書が求められたと考えられる。これに対して、「自言責」の場合は申告した債権内容にはもとより何等の事実保証も無いので、信憑性の釣り合いから「自言責」を否定する場合も特に自証爰書による必要は無かったのではないだろうか。

「責」と表現される債権回収において債務不承認ならば自証爰書が求められることの意味を、信憑性の点から言えば以上の如くであるが、現実的手続きの点から言えば次の如き機能を果たしていたと考えられる。「責」と表現される債権は事実保証が為されているので、申告された債権の内容は事実であり、それ故、債務者は債務を承服すべきである、と債権回収を依頼された官は当然判断したであろう。債務者が債務不承認ならば自証爰書の作成・送付が求められているのは、かかる官の判断の下においてなのである。そうすると、債務不承認の際に債務者に自証爰書を作成させるのは、爰書本来の機能である「自己の主張の正当さを証」^⑧させるためではなく、寧ろ、証言内容が虚偽であった場合に処罰の対象となる証不言請律の下で証言させることで、債務者が偽って債務から逃れることを防止するという効果が期待されていたからなのではないだろうか。

① 秋射については永田英正「居延漢簡に見る候官についての一試論」

(同氏前掲書所収)、大庭脩「建武五年遷補牒」と功勞文書」(同著

「漢簡研究」同朋舎出版 一九九二)などを参照。

② 秋射の増勞名籍の例は未見であるが、次の簡は「乘塞外」による増勞内容が記載された名籍で増勞名籍に違いない。秋射の場合もこのような書式と思われる。

始建武三年十月且乘塞外尽三年九月晦積三百

□□際長上造李欽

張掖延城大尉元丞音以詔書增欽勞□□

秋射爰書は次の書式のものである。秋射爰書については根山明前掲「爰書新探」参照。

甘露二年八月戊午朔丙戌甲渠令史齊敢言之第十九際長敞自言當以令

秋射署功勞即石力發弩矢

弩皆應令甲渠候漢強守令史齊署發中矢數于牒它如爰書敢言之

E. P. 159: 339

③ E. P. 151: 70にも債務者の現任の記載が見えるが、やはり債権者主語の責名籍である。

E. P. 153: 138

④ 他に「候粟君所責寇恩事」冊書の E. P. F. 22: 32, 34 など。これに對して、債務不承認の際の自証爰書の作成・送付の命令は、簡²、簡4 のように「不服移自証爰書」と表現される。

⑤ 簡44では債務不承認を爰書自証していることから、この債権は「自言」の附かない「責」と表現されていたと思われる。従って、「責」の事実保証という点から言えば、「証所言」とある如く爰書による事実保証の例となろう。

⑥ 相牽証任爰書については榎山明前掲「爰書新探」参照。

おわりに

以上、裁判文書として作成される爰書が持つ機能の考察を中心に、それに関連して居延で行われた戍卒による売買の問題も取り上げて検討してきた。その結果、債権債務問題の裁判に際して作成される爰書は、証不言請律によって担保されるが故に貰売買契約の動かぬ証拠である券と同等の事実保証力を持ち、爰書によって証言された内容は事実に準ずる信憑性を持つもとして官によって取り扱われていた。即ち、爰書の内容は「紛うかた無き真実」と認識されていたのである。それ故、爰書によって事実保証された債権と事実保証の無い自己申告によるそれとは区別され、自己申告には「自言」の語が附されその旨明示された。債権回収に際し、爰書によって事実保証された「責」の場合には、債務者が債務不承認であればその旨を同じく爰書によって証言することが求められたのである。そこからさらに、債務不承認の際の爰書作成の請求は、爰書本来の持つ事実の証明がその目的ではなく、寧ろ、債務者の言い逃れを防止し債務を承服させることがその目的であったと考えられるのである。

爰書がかかる機能を持つことは、本稿冒頭で展望として提示した裁判図式に如何に関係してくるのだろうか。爰書が「紛うかた無き真実」であれば、「軟弱不勝任吏職以令斥免」の場合に候官で作成される爰書も、県獄での掠治に際して

⑦ 次の例も「是服言」と同様に、報告を命ずる「言」の前の「已成」が報告の前提とされ、「(作業が)完了したならば報告せよ」という報告命令である。

十月壬寅甲渠郡候喜告尉謂不侵候長教等

寫移書到趣作治已成言會月十五日詣言府如律令／士吏宣令史起

139・36+142・33(A8)

⑧ 榎山明前掲「爰書新探」。

作成される爰書も、ともに挙劾案件についての事実の記載という同一機能の文書となる。このことは、爰書作成ひいては裁判において、必ずしも被疑者の自白が必要ではないということにもなる。さらに、一般に裁判での被疑者尋問は罪状承服の自白を得る手段と考えられるが、尋問の結果作成される爰書が「紛うかた無き真実」であるとすれば、尋問は必ずしも罪状承服の強要ではなく真実の解明と考えるべきではないだろうか。「候粟君所責寇恩事」冊書で二度に互り尋問された寇恩の二通の爰書がほぼ同内容であることは、そこで行われた尋問が——特に「恩辞不与候書相応、疑非実」(FD: F22: 30)という心証の下で行なわれた二度目の尋問においてさえも——原告である粟君の訴えを如何なる手段を用いても寇恩に承服させるというものではなかったことを示すだろう。爰書の機能をかく考えるならば、県獄による尋問は真実の解明のための手段の一つであって、他の方法——たとえば候官による爰書の作成——によって真実が解明され被疑者の尋問が必要でない場合は、尋問は必ずしも行われなかったのではないか。裁判手続きとしては、挙劾の次に行われるべきは挙劾案件についての真実の解明と爰書の作成で、それが或る場合には獄における被疑者尋問によって、また或る場合は候官によって行われたと考えられるのである。そして、「紛うかた無き真実」である爰書と「劾状」にもとづいて次の「訊鞠論報」が県廷で行われる。その際、事実は爰書によって既に確定している以上、「訊鞠」は真実を解明する「掠治」とは裁判手続きにおいて全く別の意味を持つことになるだろう。また、真実は既に明らかであるから「訊鞠」の場に被挙劾者は必要なく、従って、「軟弱不任吏職以令斥免」の事例での被挙劾者不在は必ずしも例外ではないということになる。なお、この「訊鞠論報」が爰書と「劾状」によって行われる点に漢代文書行政の一端を見ることができよう。

また、県廷へ送られる爰書が「紛うかた無き真実」であれば、本稿で取り上げた債権回収という裁判——劾状関係文書による刑事裁判に対して民事裁判と言えようか——の展開においても、かかる爰書の機能は重要な意味を持つことになる。債権者が爰書によって債権の事実保証をした場合、債務者が偽って債務不承認を自証することを証不言請律が抑制するのではないか。そうすると、債務者は債務を承服し、債権・債務問題は債務者が自証爰書を作成しない時点で決着する

ことになる。即ち、当事者の一方である債務者が反論しないことで争いは決着し裁判は終結するのである。これは勿論極めて単純化した場合であるが、かかる裁判形態は、官が債権者・債務者双方の主張を聴取して真実を解明し判決を下すこと、換言すれば、官が主体的に事実を究明することで終結するのではなく、当事者が手を引くことで決着する形態とも言えようか。これは冒頭に図示した裁判手続きとは全く異なるものと言わねばならず、漢代裁判制度の中に異なる二種類の裁判手続きが存在したことを示唆するものではないだろうか。「候粟君所責寇恩事」一冊書に見える裁判手続きがその手掛かりを与えてくれるだろう。

(京都大学研修員

Yuansyu 爰書

—A Document on Legal Procedure—

by

TAKATORI Yuji

In Chinese judicial administration, the accused's confession to a crime was indispensable to give him the verdict of guilty. Therefore, the interrogation of the accused to extract a confession from him played an important role in the legal procedure. In 'Hezhuang' documents (劾状) of Han wooden strips, however, there is an example of the accused not being interrogated, but even in this case, "Yuanshu" documents was indispensable in legal procedure. Therefore in this paper, I inquire into the legal effect of "Yuanshu" documents, examining "Yuanshu" documents drawn up as part of the procedure of collecting bills, which was regarded as a legal procedure.

Das Nürnberger Patriziat und die 'Ehre' im Spätmittelalter

von

TANAKA Toshiyuki

Anders als die meisten Städte führte das Patriziat in der oberdeutschen Reichsstadt Nürnberg ein ungemein strenges Ratsregiment seit dem Spätmittelalter. Die Epistel über die Ratsverfassung Nürnbergs, aus der ein sehr stabiles Bild vom Patriziat entnommen ist, hat der städtische Ratskonsulent Christoph Scheurl 1516/17 verfaßt. Ist das Bild vom Patriziat Scheurls, das auf das Alter und die Würde von Geburtsstand gegründet ist, von der Wirklichkeit weit entfernt? Waren die regimentsfähigen Geschlechter miteinander politisch gleichberechtigt? Welche Zusammensetzungen und Verhaltensformen hatten sie